

# 吉田実業株式会社 加古川事業所焼却炉 維持管理計画

基 準	計画及び実施内容
<p>焼却室への焼却物投入にあたっては、外気と遮断した状態で、定量ずつ連続的に行うこと。但し、1時間当たりの処理量が2トン未満の焼却施設にあたってはこの限りではない。</p>	<p>二重扉に変更することにより、外気と遮断した状態で定量ずつ連続的に投入を行う。</p>
<p>焼却室内の燃焼ガス温度を800℃以上に保つこと。</p>	<p>温度センサーを設置し、800℃以上を保っている。</p>
<p>焼却灰の熱しゃく減量が10%以下になるよう焼却すること。</p>	<p>熱しゃく減量が10%以下になるよう焼却している。</p>
<p>稼働開始する場合には、助燃装置を作動させ、炉内温度を速やかに上昇させること。</p>	<p>助燃バーナーを作動させた、炉内温度を上昇させた後に着火している。</p>
<p>稼働停止する場合は、助燃装置を作動させ、炉内温度を高温に保ち、焼却物を燃焼し尽くすこと。</p>	<p>最終投入を行った焼却物が燃焼し尽くす時間を想定し、必要な時間分、助燃バーナー及び送風装置等の作動タイマーをセットし、燃焼し尽くしている。</p>
<p>焼却室内の燃焼ガス温度を連続的に測定し、かつ記録すること。</p>	<p>連続温度記録計を設置。かつ1時間毎に計器を目視して管理。</p>
<p>集塵機に流入する燃焼ガス温度を概ね200℃以下に冷却すること。</p>	<p>熱交換器及び現温室の2段階で冷却しており、概ね200℃以下に冷却できている。</p>
<p>集塵機に流入する燃焼ガス温度を連続的に測定し、かつ記録すること。</p>	<p>連続温度記録計を設置。かつ1時間毎に計器を目視して管理。</p>
<p>冷却設備及び排ガス処理設備に堆積したばいじんを除去すること。</p>	<p>定期的及びタイミングを見計らって、清掃する。</p>
<p>煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素濃度が100万分の100(100ppm)以下となるよう、焼却物を焼却すること。</p>	<p>焼却物の投入方法や量、タイミングを安定させて、燃焼ガス温度を高温で保つことでCO濃度値を抑制する。</p>
<p>煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素濃度を連続的に測定し、かつ記録すること。</p>	<p>CO濃度計を設置。かつ1時間毎に計器を目視して管理。</p>
<p>煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度が処理能力に応じた基準の濃度以下になるよう焼却物を焼却すること。</p>	<p>投入量等の焼却方法を確立し、燃焼ガス温度や各濃度を定期的に確認し、適正な焼却を行うことで、抑制する。</p>
<p>煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度は年1回以上、ばい煙又はばい煙濃度(硫黄酸化物、ばいじん、塩化水素及び窒素酸化物に係る物に限る。)は6月に1回以上測定し、かつ記録すること。</p>	<p>基準に沿って測定を実施する。</p>
<p>排ガスによる生活環境保全上の支障が生じないようにすること。</p>	<p>燃焼温度等、適正な焼却を実施することで抑制。</p>
<p>ばいじんを焼却灰と分離して排出し、貯留すること。</p>	<p>別々のドラム缶にて貯留する。</p>
<p>火災の発生を防止するため必要な措置を講ずるとともに、消火器その他の消火設備を備えること。</p>	<p>火災感知器を設置。消火器及び給水ポンプを配備。月1回の消火訓練実施。</p>